

遠賀町後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、遠賀町（以下「町」という。）が、町以外のものが主催する事業の後援等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、町の名義使用を認めること。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。
- (3) 後援等 後援又は共催をいう。

(名義使用)

第3条 後援等において使用する名義は「遠賀町」とする。

(対象事業)

第4条 町長は、町の施策の推進に寄与するもので、公共性があると認められる事業に対し、後援等を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援等を行わない。

- (1) 町の方針及び施策に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治的目的を有するもの
- (4) 宗教的目的を有するもの
- (5) 主催者が遠賀町暴力団等排除条例（平成22年条例第5号）第3条第2号から第5号までに該当するもの
- (6) 前各号のほか町長が不相当と認めるもの

(対象団体)

第5条 町が前条に規定する事業の後援等を行う場合の団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 国又は地方公共団体、財団等の補助金を受け事業を実施する団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、定款、規約等で目的、組織、運営等を定めている団体

(申請)

第6条 町に後援等を依頼しようとするものは、後援等申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要に応じて前項の申請書に次に掲げる資料の添付を求めることができる。

- (1) 事業に係るパンフレット等（町の名義を印字する予定のもの）
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 主催団体の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) その他当該申請の審査に関し参考となる資料
（承認）

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、これを受け付けるとともに、当該申請の内容を速やかに審査しなければならない。

2 町長は、第4条の規定に基づき、前条の申請を適当と認めるときは、後援等承認通知書（様式第2号）により通知を行う。

3 町長は、第4条の規定に基づき、前条の申請を適当と認めないときは、後援等不承認通知書（様式第3号）により通知を行う。

（承認の取消し）

第8条 町長は、前条第2項の規定により承認を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、既に承認した後援等を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により後援の承認を受けたとき。
- (2) 故意又は重大な過失により、事業の実施が困難なとき。
- (3) 申請者が承認通知書に付した条件に違反したとき。
- (4) 第4条ただし書の規定に該当すると認められたとき。

2 前項の規定により承認が取り消された団体等又は事業等の実施後に前項の規定に該当したことが明らかになった団体等については、承認が取り消され、又は前項の規定に該当したことが明らかになった日以後の後援等は、原則として行わないものとする。

（報告）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、後援等を承認した事業の主催者に対し、事業の実施状況等について報告を求めることができる。

（雑則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。